

# 健康保険被扶養者資格調査（検認） Q & A

## 目次

Web 検認のログイン方法について Q01～ .....	2
Web 検認の入力等について Q10～ .....	3
よくある問い合わせ（給与収入・子供の進学・調査の対象） Q20～ .....	4
健康保険被扶養者資格調査（検認）の基本的な内容について Q30～ .....	5
提出物（収入証明書類など）、記入方法について Q40～ .....	6

## Web 検認のログイン方法について

Q01 初回ログインができませんが、どのように対応したらよいでしょうか。

A 初回ログインの場合は、初回ログイン用 URL よりアクセスしてください。

初回ログイン用 URL : <https://ibss.jp/portal/signup.ibss>

その後、画面に表示される初回認証情報の項目を入力してください。

保険者指定コードは社員番号になります。

ご自身でIDとパスワードを設定し、メールアドレスを入力してください。

登録したメールアドレス宛に認証コードが届きますので、画面に認証コードを入力すれば初回登録完了です。

Q02 ログイン時の記号・番号が不明ですが、どこから確認したらよいですか。

A 記号・番号はマイナポータルでご確認ください。

確認方法は以下のデジタル庁のサイトを参考にしてください。

<https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623>

マイナ保険証を利用されていない方は、資格情報のお知らせまたは資格確認書をご確認ください。

資格情報のお知らせの確認方法は以下を参考にしてください。

[https://www.ngk-kenpo.or.jp/tetuduki/shikakujoyouhou\\_saikouhu/](https://www.ngk-kenpo.or.jp/tetuduki/shikakujoyouhou_saikouhu/)

Q03 初回ログイン時の認証メールが届きませんが、何を確認したらよいですか。

A 認証メールが届かない場合、以下をご確認ください。

①入力したメールアドレスに誤りが無いか、誤っていた場合は再度初回ログイン画面から登録してください

②迷惑メールフォルダに振り分けられていないか

③迷惑メールフィルタでブロックされていないか

※認証メールは「no-reply@ibss.jp」から届きますので、受信設定を確認ください。

上記対応後も認証コードが受信できない等の場合は以下の問い合わせ先まで、メールにてご連絡ください。

健保（検認）：[kenpo-chousa@ngk.co.jp](mailto:kenpo-chousa@ngk.co.jp)

Q04 システムにアクセスできません。

A Web 検認は、下記のブラウザ環境での使用を推奨しています。バージョンの問題がないか確認をお願いします。

<パソコンの場合> Microsoft Edge ・ Google Chrome 最新版

<スマートフォンの場合> Safari11 以上 ・ Chrome 最新版

Q05 初回ログイン後、IDやパスワードを忘れてしまった際の対応について教えてください。

A Web 検認システムの URL にアクセスしてください。 <https://ibss.jp/portal/>

ID を忘れた場合は「ユーザーID を忘れた方はこちら」をクリックし必要事項を入力すると、登録済メールアドレスにユーザーID が送信されます。

パスワードを忘れた場合は「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックすると登録済メールアドレスにパスワード再設定のメールが送信されます。

Q06 Web 検認を実施する環境がありませんが、どうしたらよいでしょうか。

A メールにて健保までご連絡ください。状況を確認のうえ、対応をご連絡します。

健保（検認）：[kenpo-chousa@ngk.co.jp](mailto:kenpo-chousa@ngk.co.jp)

Q07 パスワードを10回以上間違えてしまい、アカウントがロックされました。

A メールにて健保までご連絡ください。健保（検認）：[kenpo-chousa@ngk.co.jp](mailto:kenpo-chousa@ngk.co.jp)

## Web 検認の入力等について

Q10 職業・収入欄を複数選択しても良いでしょうか。(例：個人収入と給与収入など)

A 該当するもの全てを選択してください。

Q11 調査票を入力しましたが、書類のアップロード方法がわかりません。また、アップロード後に修正はできますか。

A 必要書類の添付（必要書類を確認・添付する）画面よりアップロードしてください。パソコンへ取り込んだ資料、もしくはスマートフォンで撮影した資料を上記画面の「ファイル選択」の「参照」ボタンより選択し、アップロードをしてください。修正前の添付資料は、再アップロードする前に削除をお願いします。また、アップロード後の修正も可能です。

Q12 被扶養者が海外在住の場合は住所を入力しますか。

A 住所入力欄には、〒999-9999 のダミーを入力し、住所欄には国名のみ入力してください。

Q13 提出後に登録した内容を修正したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 提出後の調査票の内容を修正したい場合は、以下の問い合わせ先まで依頼してください。  
労制窓口 保険証関係 [rousei-kenposhinsei@ngk.co.jp](mailto:rousei-kenposhinsei@ngk.co.jp)

Q14 資料のアップロードは容量に制限はありますか。

A 5MB以上になりますと、アップロードできません。5MB以内をお願いします。

Q15 アップロードできるファイル形式に制限はありますか。

A ファイル形式は、jpg、jpeg、png、bmp、gif、pdf、heic をお願いします。

Q16 登録情報のセキュリティ対策は大丈夫ですか。

A 今回利用する Web システムについては、不正なアクセスに対する監視や SSI 通信（インターネット上の情報を暗号化してデータ通信を行う）による情報セキュリティ対策が講じられています。

Q17 強制的にログアウトする時間設定はありますか。

A 最終操作から 30 分以上経過すると強制的にログアウトします。ログアウトとなった場合は、データは保存されませんので、ご注意ください。操作時間が長時間になる場合は一時保存を実行してください。

Q18 メールアドレスを変更し、認証番号が記載されてあるメールを受け取った後 10 分以内に手続きをしなかった場合は、どうなるのでしょうか。

A メールアドレスの変更が出来ていません。再度、メールアドレスの変更から手続きをお願いします。

Q19 添付資料 1 つに対して、アップロードは一つでしょうか。

A 添付資料 1 つに対して、複数アップロードできます。一度アップロードしても、更に追加アップロードは可能です。

よくある問い合わせ（給与収入・子供の進学・調査の対象）

Q20 直近3ヶ月分の給与収入の平均額が月額108,333円（125,000円、150,000円※）以上になります。扶養から外れてしまうのでしょうか。

※19歳以上23歳未満の人（被保険者の配偶者を除く）は125,000円

60歳以上または障害者【障害厚生年金受給者】は150,000円

A 収入条件である年間収入130万円（150万円または180万円）を超える可能性があるため、扶養減の手続き、または収入限度額を超過しないことを証明する書類（健保指定の「給与見込証明書」）をWeb検認の必要書類提出画面より追加提出してください。「給与見込証明書」が添付できない場合は、提出した月以外の直近3ヶ月分の給与明細を提出してください。計6ヶ月分の給与明細から年間収入を推定し、審査します。

「給与見込証明書」は、健保ホームページ→お知らせ「健康保険被扶養者資格調査(検認)の実施について」に掲載。

※内容確認の結果、更に状況確認が必要と判断した場合は追加で書類の提出をお願いします。

Q21 最近仕事を開始したため、給与明細が3ヶ月分用意できません。どのように対応すればよいのでしょうか。

A 調査票入力時に、「連絡欄」へ入社日を入力してください。

添付書類は提出期限までに用意できる分の給与明細の写しのほか契約書や雇用証明書等、時給などが明記された書類の写しを添付していただくか、給与見込証明書を添付してください。

尚、提出期限までに書類の用意が難しい場合は必要書類提出画面で「未提出で進める」ボタンを押下し、後日給与明細を追加で提出する旨を入力して、後日改めて必要書類提出画面より書類をアップロードしてください。

Q22 給与収入者の昨年収入について調査票に入力しましたが、昨年の収入証明書類の添付を求められていません。添付書類は不要なのでしょうか。

A 昨年収入は健保より個人番号を用いてお住まいの市区町村に照会をかけて取得しますので、添付書類は不要です。

※照会の結果、情報の取得ができなかった方は別途健保より収入証明書類の提出を求める場合がありますのでその際にご対応をお願いします。

Q23 子供が大学に入学（留学）、別居しているが確認調書の職業・収入、同居別居はどのように記載したらよいのでしょうか。また、添付書類に別居用の書類は必要でしょうか。

A 子供の進学の場合は調査票の職業・収入欄の問1、問2の7.学生に☑

同居・別居欄の別居（被扶養者が就学<下宿>のため）に☑し、住所等を入力してください。

提出書類についてはWeb検認の画面に表示されますのでご確認いただき、該当するものを添付してください。

進学の場合の学生は同居扱いとなるため、別居用の添付書類は不要です。

Q24 確認調書に扶養に入れたはずの家族が記入されていませんがなぜでしょうか。

A 調査対象が令和8年4月1日現在で18歳以上、かつ、令和8年3月31日までに扶養認定された被扶養者になりますので、こちらに該当しない被扶養者の方々はWeb検認の画面上に表示されません。また、表示が無いからといって扶養から外れてしまうことはありません。

## 健康保険被扶養者資格調査（検認）の基本的な内容について

Q 3 0 被扶養者の資格調査を実施する目的を教えてください。

A ●健康保険法では被扶養者の資格要件が定められており、その要件を満たした場合に限り、健康保険の資格が付与されます。健保では新たに被扶養者の申請があった場合は 扶養実態を確認させていただき、資格要件に適合していると判断できた場合に認定していますが、時間の経過によって年金収入や勤労収入が増えたりすることにより状況が変化する場合がありますので、現在でも資格要件を満たしているかを再確認させていただきます。

●皆さまからお預かりした保険料収入の半分は高齢者医療制度を支えるために国に拠出していますが、その算出方法は組合員（被保険者＋被扶養者）の総数に比例するものもあり、その額が多くなるほど保険料収入不足となり、ひいては保険料率のアップにも繋がることとなります。拠出金と医療費支払いの適正化の観点から行うものです。

●法的な根拠としては、以下の通りです。

健康保険法施行規則第 50 条

「保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。」

Q 3 1 Web 検認を提出しなかった場合はどうなりますか。

A 健康保険法施行規則第 50 条により、「被保険者は、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを、事業主を経由して保険者に提出しなければならない。」と記載がありますので、事業主より提出督促を行います。必ず期限内に提出してください。

Q 3 2 今回の資格調査の対象者を教えてください。

A 令和 8 年 4 月 1 日現在で 18 歳以上、かつ、令和 8 年 3 月 31 日までに扶養認定された被扶養者の方が対象です。尚、上記に該当しない被扶養者の方々は Web 検認上には表示されません。

Q 3 3 収入額が基準を超える可能性があります、次回の資格調査まで放置しておいてもよいですか。

A 次回の資格調査で収入額が基準を超えたことが判明した場合は、超えた日に遡って扶養を外していただきます。それに伴い、扶養を外した日（遡った日）以降に医療機関にかかっていた場合は健保が負担した医療費・給付金は返還していただくこととなりますので現況を日ごろから確認いただき、超える場合は速やかに扶養を外していただくようお願いします。

Q 3 4 就職・収入増加により、資格を継続しない場合はどうすればよいですか。

A 就職や収入増加等により、被扶養者の資格要件から外れる場合は以下の書類を提出ください。

- ・被扶養者確認調査：扶養の事実から外れた日と理由を記入ください。
- ・被扶養者（異動）届：健保ホームページの各種手続き・申請書  
→申請書一覧からダウンロードし、記入ください。
- ・日本ガイシ健保の資格確認書（発行されている場合）
- ・扶養の事実から外れた日が証明できる書類  
（健保ホームページの「被扶養者が減る場合の必要書類」を参照）

提出物（収入証明書類など）、記入方法について

Q40 アップロードする書類は誰の分ですか。

A 対象となる被扶養者（＝ご家族分）になります。※被保険者（＝ご本人）ではありません。  
Web 検認の表示を確認の上、ご家族の証明書類をアップロードしてください。

Q41 令和8年3月まで就業していましたが、現在は働いていません。その場合どうしたらいいですか。

添付書類も教えてください。また、複数就業した場合や昨年退職、1月退職の場合も教えてください。

A 令和8年3月まで就業 現在無職

【調査票の入力方法】

収入・職業欄：問1の1. 給与収入に

上記後に表示される年収欄：令和8年1～3月までの収入の合計額を入力

連絡欄：令和8年3月退職 A社

【添付書類】

令和8年1～3月までの給料明細

複数就業中

【調査票の入力方法】

収入・職業欄：問1の1. 給与収入に

上記後に表示される年収欄：令和8年1～3月までの収入の合計額を入力

連絡欄：令和8年1月就職 A社 令和8年4月就職 B社

【添付書類】

A社とB社の令和8年4～6月までの給料明細

昨年退職

【調査票の入力方法】

収入・職業欄：問1の1. 無職・無収入に 問2の1. 給与収入に

上記問2の後に表示される年収欄：昨年1月～12月までの収入の合計額を入力

連絡欄：令和7年12月退職 A社

【添付書類】

添付書類不要

令和8年1月退職

【調査票の入力方法】

収入・職業欄：問1の1. 給与収入に

上記後に表示される年収欄：令和8年1月の収入の合計額を入力

連絡欄：令和8年1月退職 A社

【添付書類】

令和8年分源泉徴収票（退職日の記載のあるもの）

Q42 添付書類の中に「直近3ヶ月分の給与明細」とありますが、

就業ができなかった月がある場合、どの月の給与明細を添付すればいいですか。

A 給与等の支給があった月のうち、直近3ヶ月分の給与明細等をご提出ください。

（例）1～2月は勤務あり（給与あり）、3～6月は勤務なし（給与なし）、7月に勤務再開（給与あり）の場合  
⇒1月、2月、7月の3ヶ月分の給与明細を提出してください。

給与明細の余白に「3～6月はアルバイトの給与なし」と記入ください。

Q43 子供は学生ですが、提出書類について教えてください。

A 「有効期限内の学生証（両面）」または「在学証明書」を添付してください。尚、すでに卒業し就職している方で扶養減の手続きをしていない方は手続きをお願いします。

アルバイト収入がある方は調査票回答の際に収入・職業欄の問1の給与収入にし収入を証明するもの（直近3ヶ月分の給料明細および賞与明細等）を提出してください。

Q44 被扶養者が自営業をしています。収入の考え方と提出書類について教えてください。

- A 収入金額から健保が認める経費（売上原価）を引いた金額が、健保が認める収入となります。収入を確認する際に、収入金額から売上原価を差引いた場合に収入条件を満たすか確認してください。  
提出書類は令和7年分確定申告書と収支内訳書または青色申告決算書です。  
売上原価を除いた金額が収入基準を満たさない場合は扶養を外す対応をしていただくか、売上原価以外に経費がある場合は、健保で審査が可能ですので売上原価、仕入、経費にあたる領収書や帳簿に用途を記入し月別、費目別に整理のうえ、金額を算出できるように提出してください。  
提出書類を基に審査し、健保で直接的必要経費と認められる場合はその金額を差し引いた金額で再度審査します。  
※直接的必要経費は税法上認められている経費とは異なり、生産活動に要する原材料等をさすもので、必要最小限の費用のみが経費として認められます。事業用と私用の区分が無い経費については認められません。

Q45 被扶養者とは別居していますが、提出書類について教えてください。

- A 被保険者自身が扶養している事実を証明する書類が必要になります。以下の2点を添付してください。（新たに別居となった方は4点）
- ・被保険者からの12ヶ月分の仕送りを証明する書類（写し）  
（銀行振込明細書、通帳コピー、現金書留のいずれか）
- ※手渡しや、数ヶ月分まとめた振込は不可、毎月の振込みが必要です。  
※通帳のコピーで提出される場合は、振込者の名義が分かるように通帳の表紙と仕送り金額と仕送り先の名義がわかるように提出してください  
※単身赴任（会社事由）や、子どもの就学による別居の場合は添付不要ですので、調査票の画面に戻り、問3のチェックを外してください
- ・被扶養者の収入証明（直近3ヶ月分の給与明細・最新の年金振込通知等）
  - ・新たに別居を開始した場合、居住地を変更した場合は、
    - 被扶養者現況届（氏名A・B、項目6、9のみ記載）
    - 仕送り年間計画書を合わせて提出。
- 以下健保ホームページよりダウンロードできます。  
<https://www.ngk-kenpo.or.jp/list-2/>
- 【参考】仕送りの要件**
- 1.被保険者からの仕送り額が扶養対象者の収入額以上であること
  - 2.毎月継続して仕送りしていること
  - 3.仕送りの実態が確認できる証があること。手渡しは仕送りしていることが証明できないため不可。
  - 4.扶養対象者が必要な生計費（※1）を同居家族、または他の援助者以上に負担していること  
（※1 生計費とは、食費、住居関係費等の生活する上で最低限必要となる費用を指します）